

平成30年3月定例会提出議案概要（記者発表資料）

- 1 招集告示日 平成30年2月20日
- 2 招 集 日 平成30年2月27日
- 3 提出議案件数 45件  
予 算 25件  
条 例 18件  
その他 2件
- 4 議案等件名  
議案第2号 平成29年度西条市一般会計補正予算（第12回）について  
議案第3号 平成29年度西条市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について  
議案第4号 平成29年度西条市介護保険特別会計補正予算（第3回）について  
議案第5号 平成29年度西条市公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）について  
議案第6号 平成29年度西条市港湾上屋事業特別会計補正予算（第1回）について  
議案第7号 平成29年度西条市ひうち地域振興整備事業特別会計補正予算（第4回）について  
議案第8号 平成29年度西条市壬生川財産区特別会計補正予算（第1回）について  
議案第9号 平成29年度西条市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2回）について  
議案第10号 平成30年度西条市一般会計予算について  
議案第11号 平成30年度西条市国民健康保険特別会計予算について  
議案第12号 平成30年度西条市介護保険特別会計予算について  
議案第13号 平成30年度西条市簡易水道事業特別会計予算について  
議案第14号 平成30年度西条市公共下水道事業特別会計予算について  
議案第15号 平成30年度西条市港湾上屋事業特別会計予算について

別  
冊

議案第16号	平成30年度西条市ひうち地域振興整備事業特別会計 予算について	
議案第17号	平成30年度西条市土地開発事業特別会計予算につい て	
議案第18号	平成30年度西条市小松地域交流事業特別会計予算に ついて	
議案第19号	平成30年度西条市本谷温泉事業特別会計予算につい て	
議案第20号	平成30年度西条市住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算について	
議案第21号	平成30年度西条市畑地かん水事業特別会計予算につ いて	
議案第22号	平成30年度西条市庄内財産区特別会計予算について	
議案第23号	平成30年度西条市壬生川財産区特別会計予算につい て	
議案第24号	平成30年度西条市後期高齢者医療保険特別会計予算 について	
議案第25号	平成30年度西条市水道事業会計予算について	
議案第26号	平成30年度西条市病院事業会計予算について	
議案第27号	財産の処分について . . . . .	1
議案第28号	西条市指定金融機関の指定について . . . . .	2
議案第29号	西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備PFI 事業者選定審査会条例について . . . . .	3
議案第30号	西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運 営に関する基準等を定める条例について . . . . .	4
議案第31号	西条市地域経済牽引事業の促進による地域の成 長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の 規定に基づく準則を定める条例について . . . . .	5
議案第32号	西条市個人情報保護条例等の一部を改正する条 例について . . . . .	6
議案第33号	西条市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正する条例について . . . . .	8
議案第34号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て . . . . .	9

議案第 3 5 号	西条市庄内財産区管理会条例の一部を改正する 条例について	1 0
議案第 3 6 号	五百亀記念館設置及び管理条例の一部を改正す る条例について	1 1
議案第 3 7 号	西条市こども医療費助成条例等の一部を改正す る条例について	1 2
議案第 3 8 号	西条市後期高齢者医療に関する条例の一部を改 正する条例について	1 3
議案第 3 9 号	西条市介護保険条例の一部を改正する条例につ いて	1 4
議案第 4 0 号	西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例について	1 5
議案第 4 1 号	西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例について	1 6
議案第 4 2 号	西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運 営等の基準等を定める条例の一部を改正する条 例について	1 7
議案第 4 3 号	西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	1 8
議案第 4 4 号	西条市国民体育大会施設整備基金条例を廃止す る条例について	1 9
議案第 4 5 号	西条市小規模下水道条例を廃止する条例につい て	2 0
議案第 4 6 号	医療保健施設の整備に関する条例を廃止する条 例について	2 1

## 議案第 27 号 財産の処分について

(港湾河川課)

### 1 提出の理由

財産の処分について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西条市条例第48号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

### 2 概要

#### (1) 土地の所在・地目及び面積

所在地	地目	実測地積	地積合計
西条市ひうち字西ひうち 7番20	雑種地	2,076.62 m <sup>2</sup>	49,895.65 m <sup>2</sup>
西条市ひうち字西ひうち 7番21	雑種地	47,819.03 m <sup>2</sup>	

#### (2) 売却方法

随意契約

#### (3) 売却価格

3,273,480,000円

#### (4) 売却の相手方

愛媛県今治市小浦町1丁目4番52号

今治造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 幸人

## 議案第 28 号 西条市指定金融機関の指定について

(出 納 室)

### 1 提出の理由

本市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関として、株式会社愛媛銀行を3年間の期間を付して指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 概要

次のとおり西条市指定金融機関を指定しようとするものである。

#### (1) 指定する金融機関

株式会社愛媛銀行

#### (2) 指定の期間

平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年間

議案第 29 号 西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備 P F I 事業者選  
定審査会条例について

(教育総務課)

1 提出の理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業で、西条市立小学校及び西条市立中学校並びに西条市立幼稚園の空調設備の整備に係るものを行う事業者の選定に関する事項を調査し、及び審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備 P F I 事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置するために、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、執行機関の附属機関である審査会の組織及び運営について、次のとおり定める。

(1) 委員の人数

審査会は、5 人以内の委員で構成する。

(2) 委員の委嘱、任期及び服務

- ・委員は、学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- ・任期は委嘱し、又は任命した日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(3) 委員長の設定及び選任方法及び職務等

- ・会議は、委員長が招集し、議長となる。
- ・議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- ・必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 施行期日等

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

議案第30号 西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

(高齢介護課)

1 提出の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等の基準を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

居宅介護支援事業を実施するために要する次に掲げる基準を定めるものである。

(1) 管理者等の人員に関する基準

(2) サービス内容の説明、勤務体制、事故発生時の対応及び記録の整備等の運営に関する基準

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第 3 1 号 西条市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の  
基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則  
を定める条例について

(産業振興課)

1 提出の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に定める特定工場の緑地面積率及び環境施設面積率の緩和を目的とし、西条市工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 24 年西条市条例第 9 号）により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 区域並びに緑地面積率及び環境施設面積率

適用する区域及び当該区域における一定規模以上の工場について、敷地面積に対する緑地面積率及び環境施設面積率を定める。

適用する区域は、地域未来投資促進法第 9 条第 1 項に規定する工場立地特例対象区域とし、緑地面積率を 100 分の 3 以上、環境施設面積率を 100 分の 5 以上とする。

(2) 既存工場に係る面積の算定

工場立地法が施行された昭和 49 年 6 月 28 日以前から立地していた既存工場において、生産施設の面積を増加させる場合の緑地面積及び環境施設面積率の算定方法の特例について規定する。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日



議案第 3 2 号 西条市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

(総務課)

1 提出の理由

条例において引用している法律の条名と現在の法律の条名にずれが生じている条例その他の改正を要する条例について、それぞれ所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

次に掲げる条例について、引用している法律の条名についての改正その他の改正を行う。

- (1) 西条市個人情報保護条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 2 号）
- (2) 西条市行政手続条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 4 号）
- (3) 西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年西条市条例第 3 2 号）
- (4) 西条市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 6 年西条市条例第 2 3 号）
- (5) 西条市手数料条例（平成 1 6 年西条市条例第 5 5 号）
- (6) 西条市立学校給食センター設置及び管理条例（平成 1 6 年西条市条例第 8 6 号）
- (7) 西条市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例（平成 1 6 年西条市条例第 8 9 号）
- (8) 西条市公共施設使用料減免条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 1 5 号）
- (9) 西条市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 7 年西条市条例第 2 号）
- (10) 西条市立診療所設置及び管理条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 3 9 号）
- (11) 西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 4 4 号）
- (12) 西条市印鑑条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 5 3 号）
- (13) 西条市市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例（平成 1 7 年西条市条例第 2 1 号）
- (14) 西条市火入れに関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 6 4 号）
- (15) 西条市小松町新屋敷地区官行造林の収益金の配分条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 6 7 号）
- (16) 西条市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例（平

成 2 4 年西条市条例第 9 号)

(17) 西条市立周桑病院使用料条例 (平成 1 6 年西条市条例第 2 0 3 号)

- 3 施行期日  
公布の日

議案第 33 号 西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

(社会福祉課)

1 提出の理由

他の事務の処理において利用する特定個人情報を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務の処理において利用するために、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

別表第 2 に地域生活支援事業の実施に関する事務を追加するものである。

3 施行期日

公布の日

議案第 34 号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(建築審査課・消防本部予防課)

1 提出の理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の申請に係る手数料について、愛媛県内の他の特定行政庁等との均衡を図ることを目的とし、また、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日に愛媛県が建築基準法の申請に係る手数料を改正したことに伴い、本市においても県及び他の特定行政庁等との均衡を図るため、これに係る手数料額を改定するものである。
- (2) 危険物施設の製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額を改定するものである。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

議案第 35 号 西条市庄内財産区管理会条例の一部を改正する条例について

(林業振興課)

1 提案の理由

庄内財産区管理委員の報酬支払い基準の変更について、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

月額で支払われている委員報酬を、管理会開催時の日額に変更するものである。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

議案第 36 号 五百亀記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(社会教育課)

1 提出の理由

五百亀記念館の開館時間を変更することにより、同館の効率的な運用を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

五百亀記念館の開館時間を、「午後 5 時まで」に改めるものである。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

議案第 37 号 西条市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例について

(国保医療課)

1 提出の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

次に掲げる条例において、病院等施設への入院等のため転出し、又は転入した受給者について従来から適用されている住所地特例の規定の表現を、法改正に則して改めるものである。

- (1) 西条市子ども医療費助成条例（平成 16 年西条市条例第 119 号）
- (2) 西条市ひとり親世帯等医療費助成条例（平成 16 年西条市条例第 121 号）
- (3) 西条市重度心身障害者医療費助成条例（平成 16 年西条市条例第 131 号）

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

議案第 38 号 西条市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

(国保医療課)

1 提出の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

国民健康保険制度において、病院等施設への入院等のため転出し、又は転入し住所地特例対象となった被保険者について、年齢到達等により後期高齢者医療制度に加入する際の被保険者資格を、従前住所市町村の加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者とする法改正に則して改めるものである。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日



議案第 39 号 西条市介護保険条例の一部を改正する条例について

(高齢介護課)

1 提出の理由

介護保険事業計画の見直しによる介護保険料の改定及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「法」という。）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 介護保険事業計画の見直しによる、平成 30 年 4 月 1 日から 3 年間の介護保険料の改定を行う。
- (2) 法の施行に伴い、市の質問検査権の及ぶ範囲が第 1 号被保険者から第 2 号被保険者を含むこととなり、その対象範囲が拡大されるため、改正を行う。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

議案第40号 西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

(高齢介護課)

1 提出の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）第3条の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部が改正されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 介護保険のデイサービスと、障害児を対象にした放課後等デイサービスを同一事業所で提供するサービス形態である共生型地域密着型通所介護の基準について定める。
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数等についての基準緩和についての改正を行う。
- (3) 新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴い、所要の改正を行う。
- (4) 指定療養通所介護の利用定員の増加についての改正を行う。
- (5) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設で共用型指定認知症対応型通所介護を提供する場合の利用定員について定める。
- (6) 指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設事業者の、身体的拘束等の適正化を図るための措置について定める。
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設の緊急時等の対応における医師との連携について定める。
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護におけるサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数及び利用定員等について定める。
- (9) 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を指定地域密着型介護老人福祉施設等に転換する場合の経過措置の期限を変更する。
- (10) 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に転換する場合の従業者の員数及び設備の経過措置について定める。

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第 4 1 号 西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、  
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について  
(高齢介護課)

## 1 提出の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 4 号）第 6 条の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）の一部が改正されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

## 2 概要

- (1) 新たな介護保険施設である介護医療院の創設に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、ユニット型を除く指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数とする。
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に、身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務付ける。

## 3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

議案第42号 西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
(高齢介護課)

1 提出の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）第5条の規定により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部が改正されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 指定介護予防支援事業者の事業の運営に当たっての連携先に、指定特定相談支援事業者を加える。
- (2) 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画の作成に当たり、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について利用者に説明を行い、理解を得なければならないことについて定める。
- (3) 指定介護予防支援事業者は、利用者又はその家族に対し、利用者に病院又は診療所に入院する必要がある場合には、指定介護予防支援事業者の担当職員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならないことについて定める。
- (4) 指定介護予防支援事業者の担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときや、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の必要と認める事項について、主治の医師、歯科医師(以下「主治の医師等」という。)又は薬剤師に提供しなければならないことについて定める。
- (5) 指定介護予防支援事業者の担当職員は、利用者が介護予防訪問看護等の医療サービスの利用を希望している場合、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないことについて定める。

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第43号 西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例  
について

(施設管理課)

1 提出の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の一部が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

認知症である者等で収入申告をすること等が困難な事情にあると事業主体が認める者の収入申告義務を免除し、公営住宅法施行規則第9条の調査により把握した収入に応じて応能応益家賃として決定できるよう条例で定める。

3 施行期日

公布の日

議案第 4 4 号 西条市国民体育大会施設整備基金条例を廃止する条例に  
ついて

(国体推進課)

1 提出の理由

国民体育大会施設整備が完了したことに伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

議案第45号 西条市小規模下水道条例を廃止する条例について

(下水道業務課)

1 提出の理由

現在、小規模下水道事業として実施している農業集落排水施設事業の施設を、平成29年度末に公共下水道へ接続し、同事業を廃止するため、条例を廃止しようとするものである。

2 概要

西条市小規模下水道条例（平成16年西条市条例第185号）を廃止し、附則において、次に掲げる条例の規定から、農業集落排水施設事業に係る部分を削るものである。

- (1) 西条市特別会計条例（平成16年西条市条例第50号）
- (2) 西条市河川の清流を守る条例（平成16年西条市条例第152号）
- (3) 西条市下水道事業分担金徴収条例（平成16年西条市条例第187号）

3 施行期日

平成30年4月1日

議案第46号 医療保健施設の整備に関する条例を廃止する条例について

(高齢介護課)

1 提出の理由

条例により、医療法人弘仁会に貸与していた市有地を、貸与期間の満了に伴い同法人に売却したことにより、条例の目的を既に達しているため、条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日